

各 位

会 社 名 株式会社 I B J
代表者名 代表取締役社長 石坂 茂
(コード番号：6071)
問合せ先 取 締 役 桑原 元就
(電話：03-5324-5660)

訴訟判決（第一審）に関するお知らせ

平成 26 年より東京地方裁判所に係属中であった当社と株式会社リアルアンリアルとの訴訟について、平成 29 年 4 月 26 日に同裁判所より下記の内容の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、株式会社リアルアンリアルとの間で平成 25 年 6 月 7 日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査および当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。

株式会社リアルアンリアルは、当社に対して、平成 26 年 5 月 30 日付で、業務委託料の未払いを理由として損害賠償請求（請求額 6,400 万円）を求める訴訟（以下、訴訟とする）を東京地方裁判所に提起いたしました。

訴訟は、東京地方裁判所にて審理され、平成 29 年 4 月 26 日に判決が言い渡されました。

2. 判決があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 判決日：平成 29 年 4 月 26 日

3. 株式会社リアルアンリアルの概況

- (1) 名 称：株式会社リアルアンリアル
- (2) 所在地：東京都中央区新川 1 丁目 16 番 4 号
- (3) 代表者：代表取締役 清古 貴史

4. 判決の内容

- (1) 訴訟（原告：株式会社リアルアンリアル 被告：当社）

当社は、株式会社リアルアンリアルに 600 万円及びこれに対する商事法定利率年 6 % の割合による金員を支払え。

- (2) 訴訟費用は、10 分の 9 を株式会社リアルアンリアル、10 分の 1 を当社の負担とする。

5. 今後の見通し

判決の内容につきましては現在精査中であり、今後の対応について協議を行っております。判決内容が不服として控訴する際には、すみやかにお知らせいたします。

この判決が当社の業績へ与える影響等につきましては、特別損失として 730 万円の訴訟損失引当金を計上いたします。

6. 訴訟損失引当金の計上について

本件に関し、平成 29 年 12 月期第 1 四半期連結決算及び単体決算において、730 万円の訴訟損失引当金を計上いたします。明細は以下のとおりであります。

- (1) 判決金額：600 万円
- (2) 上記利息：130 万円

以上